

## 随意契約結果一覧

所属(課名) 建築開発課

| 件名(数量)                 | 契約締結日<br>(締結日の昇順) | 契約業者             | 予定価格<br>(税込) | 契約金額<br>(税込) | 随意契約とした理由   | 審査会の開<br>催の有無 | 備考                           |
|------------------------|-------------------|------------------|--------------|--------------|---|---------------|------------------------------|
| 建築行政共用データベースシステム利用契約   | 平成30年4月1日         | 一般財団法人建築行政情報センター | 2,517,000    | 2,516,832    | 建築行政共用データベースシステムを「財団法人 建築行政情報センター」より導入しているため、システムに精通しており、競争入札に適さない契約であるため。(地方自治法施行令第16条の2第1項第2号)  | 無             |                              |
| 松阪市指定道路等台帳整備<br>補正業務委託 | 平成30年11月2日        | 株式会社パスコ三重支店      | 1,571,400    | 1,274,400    | <p>本市の指定道路等台帳は、平成20年度に(株)パスコ三重支店と契約し、平成20年度及び21年度の2年間で整備され、平成22年度から29年度にかけて補正を加えたものである。</p> <p>指定道路等台帳は、国土交通省の定めた書式であり、指定道路調書及び指定道路図で構成されているが、これらを作成する地理情報システムのプログラム、データ入力方式等は業者が独自に開発したもので互換性はなく、平成22年度以降、すでに整備された情報をベースとして、追録・変更・削除等の作業を積み重ねていくこととなります。</p> <p>他業者による場合、地理情報システムを新規導入するか、既存のデータを一旦その業者自身が扱えるデータ形式に変換した上で作業をする必要があります。その際に、データ変換によるエラーが混入する可能性もあります。変換作業やエラーチェックは、業者単独で実施することが不可能(株)パスコのサポートが必要)であり、かえって余計な工期と経費がかかります。また、異なるシステムを用いることで、データの整合性について課題が生じます。</p> <p>また、指定道路台帳補正業務を他業者で行う場合、統合型GISによる使用は見込めません。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、(株)パスコ三重支店と随意契約とした。</p> | 無             | 平成31年2月26日 変更契約金額 1,524,960円 |